

第八号議案

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和五年十一月江戸川区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
 別表の一の表に次のように加える。

江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会	不適切契約事案の事実調査、原因等の検証、再発防止対策の検討等に関すること。	五名以内	委嘱又は任命の日から 答申が完了する日まで
-----------------------------	---------------------------------------	------	--------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

学校施設の請負工事契約における不適切事案の事実調査、原因等の検証、再発防止対策の検討等を行うため、江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会を設置する必要があるもので、本案を提出いたします。